

公 告

低学年次の学生と県内企業との交流事業実施業務委託に係る提案競技の実施にあたり、次のとおり公告する。

令和7年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1. 事業目的

本業務は、島根県内外の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校に在籍する学生が低学年次から島根県内企業と接点を持つことで、県内企業への理解を深め、就活期に県内企業も視野に入れた就職活動ができるようになることを目的とする。

2. 委託業務の内容

- (1) 業務名 低学年次の学生と県内企業との交流事業実施業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 業務内容 別紙1「低学年次の学生と県内企業との交流事業実施業務仕様書」のとおり

3. 参加資格

- (1) 単独の法人、もしくは、複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独の法人として参加する場合は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムで参加する場合は、コンソーシアムの構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) 次の各号を満たす者であること。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 島根県との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - ⑤ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑥ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、又はコンソーシアム構成員と県内法人として重複参加していないこと。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が主催する低学年次の学生と県内企業との交流事業実施業務委託提案競技説明会に参加した者であること。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、提案競技参加者から事前に提案競技参加表明書を徴取して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

(1)募集期間	令和7年9月1日(月)～令和7年10月2日(木) 17時 ※提案競技説明書は、県雇用政策課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2)説明会	令和7年9月12日(金) 15:30～17:00 場所：島根県市町村振興センター6階(島根県松江市殿町8-3) 大会議室 ※説明会参加希望者は、説明会参加申込書(様式1)を令和7年9月10日(水)17時までに持参又はメールにより1部提出する。
(3)質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず提案競技質問書(様式3)にて令和7年9月17日(水)15:00までに持参またはメールにより提出すること。
(4)質疑の回答方法	受け付けた質疑をとりまとめ、県ホームページに掲載して回答する。
(5)質疑の回答予定日	令和7年9月19日(金)
(6)提案競技参加表明書の提出	提案競技に参加する者は、提案競技参加表明書(様式2)を令和7年9月24日(水)までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9:00から17:00(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(7)参加資格通知予定日	参加者表明書を受理後速やかに通知する。
(8)提案競技への参加辞退	提案競技参加表明書を提出した後で、参加を辞退する場合は、提案競技参加辞退届(様式5)を令和7年10月2日(木)までに持参又は郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9:00から17:00(土・日・祝日は除く。)までとする。
(9)企画提案書提出期限	令和7年10月2日(木) 17時
(10)提案者プレゼンテーション及び審査予定日	令和7年10月10日(金) ※プレゼンテーションの時間及び場所については、参加資格を認めた者に対して別途通知する。
(11)提案者プレゼンテーションの方法	提案者ごとに、企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。
(12)委託予定事業者の決定	令和7年10月中旬
○提出先及び問い合わせ先 島根県商工労働部雇用政策課若年者就職促進室 担当：岡・湯町 〒690-8501 松江市殿町1番地(島根県庁本館2階) TEL：0852-22-6919 mail：jakunen-shien@pref.shimane.lg.jp	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書（様式4）により作成する。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。（様式4の2～5については、別添の資料による説明を認める。ただし、様式4の項目に沿った資料となるように努めること。）
(2)提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・計6部提出すること。 ・令和7年10月2日（木）17時までに持参又は郵送により提出すること。 <p>※持参の場合の受付時間は、9：00から17：00（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。</p>
(3)その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書（内訳が分かるもの）を1部提出すること。 ・また見積書の写し6部を企画提案書にそれぞれ綴り込むこと。
(4) 提案競技等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。 ②作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。 ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。 ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。 ⑤虚偽の内容が記載されているもの。 ・県が規定する所定の要件に合致した適正な提案書を作成の上、提案者プレゼンテーションに参加した企業に対しては、提案競技に係る経費を、1提案あたり20,000円（消費税等含む）支給する。支給は、県内法人はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して行うが、受託者及び資格審査により参加資格のないものに対しては支給しない。 ・提案競技にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。 ・提案競技の採否は、文書で通知する。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。 ・提出された書類等は、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）に基づき開示する場合がある。

6. 審査方法等

(1)審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会において、業務の内容に最も適する企画提案書を提出した者を本業務の受託者として選定する。 ・提案競技参加表明書提出者が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案書がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2)審査内容	別紙2「低学年次の学生と県内企業との交流事業実施業務委託提案競技評価基準」のとおり
(3)応募者への採否通知	令和7年10月中旬までに、提案競技参加者全員に通知する。

7. 契約内容等

(1)委託期間	契約を締結した日～令和8年3月31日
(2)委託料上限額	2,500千円(消費税及び地方消費税を含む)
(3)契約方法	受託予定事業者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。
(4)委託料の支払	原則として精算払とする。ただし、業務上必要と認められる場合は、概算払いを行うことができる。
(5)一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(6)契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(7)著作権等	本業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の権利は、あらかじめ書面により届け出た場合を除き県が譲り受けるものとする。
(8)個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)を遵守すること。
(9)契約書及び業務仕様書	契約書(案)…別紙委託契約書(案)のとおり。 仕様書…採択された提案をふまえ別途提示する。